

委託契約書（案）

愛媛県東京事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業を別添「首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

2 精算の結果その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

（委託の期間）

第3条 乙は、本契約の締結日から令和7年9月30日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の可否）

第6条 乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（委託業務の中止又は廃止）

第9条 乙は、委託業務を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の指示を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託業務の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第5号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30

日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第 6 号)により請求するものとする。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

（9） 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（損害賠償）

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（関係書類の整備及び保管）

第17条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（権利関係）

第18条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲側に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
都道府県会館11階
愛媛県東京事務所長 三好 康道

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）

第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注1）代表者印の押印は本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記載し、電子メールにより指定の宛先へ提出する場合は押印省略可能。代表者印を押印する場合は責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載不要（以下同様）。
- （注2）責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指す。担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指す（以下同様）。
- （注3）代表者印を押印省略する場合は電子メールにより、本件責任者及び担当者を差出人または宛先（To または Cc）に含めて提出すること。

令和 年 月 日

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第 8 条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 業務の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

令和 年 月 日

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付けで締結した首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び
学生ネットワーク形成事業委託業務を下記の理由により中止（廃止）したいので、委
託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止期間）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の効果
- 5 収支決算書
- 6 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県東京事務所長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	